



大 東 市 営 住 宅

令和8年8月 定期募集

入居者募集のご案内

○募集期間（申込書配布期間・申込受付期間）

令和8年8月3日（月） ～ 令和8年8月17日（月）

※午前9時から午後5時30分まで（※土・日・祝日を除く）

○申込方法

郵送または市営住宅管理課（市役所西別館4階）へご持参ください。

※郵送による申込みは、令和8年8月17日（月）消印有効です。

○抽選日時および場所

日 時

令和8年9月3日（木）午後1時30分～受付、午後2時～開始

場 所

大東市役所 南別館1階会議室

※立会人同席のもと、厳正な抽選を行い、抽選結果については、ホームページで公表し、郵送でもお知らせします。

○入居予定時期

令和9年3月頃

目 次

●目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	2～ 3
●募集にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	4
●募集のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	5～ 8
○募集戸数・募集区分等について・・・・・・・・	P	5
○申込方法および注意点について・・・・・・・・	P	6
○申込みの無効・失格について・・・・・・・・	P	6～ 7
○その他の注意事項について・・・・・・・・・・	P	7～ 8
●お申込みの前に必ずお読みください・・・・・・・・	P	9～11
●お申込みから入居までの流れについて・・・・・・・・	P	12
●入居者資格（共通）について・・・・・・・・・・	P	13～14
●裁量世帯について・・・・・・・・・・・・・・・・	P	15
●募集区分別世帯基準について・・・・・・・・・・	P	16～20
・一般世帯向け・・・・・・・・・・・・・・・・	P	16
・福祉世帯向け・・・・・・・・・・・・・・・・	P	16～18
（高齢者世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯、ハンセン病療養所入所者等の世帯、 中国残留邦人等世帯、犯罪被害者等の世帯）		
・新婚・子育て世帯向け・・・・・・・・・・	P	18
・単身者世帯向け・・・・・・・・・・・・・・・・	P	18～19
・車いす常用者世帯向け・・・・・・・・・・	P	20
○よくある質問とその回答・・・・・・・・・・	P	21～24
○募集住宅一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	P	25～29
○市営住宅の所在地について・・・・・・・・・・	P	30～31
○申込書の記入例について・・・・・・・・・・	P	32～33
○月収計算書（記載例）について・・・・・・・・	P	34

○年間総収入金額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 35
○個人情報の保護について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 36
○募集に関するお問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 38

○募集にあたって

本市では、平成４年に、基本的人権の擁護とあらゆる差別の撤廃をめざすため「差別撤廃・人権擁護都市宣言」を行いました。また、平成１３年にはすべての人々の人権が尊重されるまちの実現をめざすことを目的とした「大東市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、誰もが「互いに尊重し、健やかで、心やすらかに暮らせるまち」、「あらゆる市民の人権を守り大切にする社会」の実現を目指しています。

しかしながら、今もなお、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がいがあること等により人権が侵害されている現実があり、また、社会状況の変化等により、人権にかかわる新たな課題も生じています。

すべての人が、人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望をもって心豊かに生活できるまちを実現することは、私たちすべての願いであり、また、責務でもあります。

今回、公募を行う市営住宅は、昭和４０年代より建設が始まり、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者の方に対して生活の安定を図るために建設された住宅と、昭和４４年から平成１４年までの間に実施された国の財政上の特別措置を講じるための法律に基づき生活環境を改善する事業の一環として建設された住宅からなり、計７０６戸の住宅があります。

現在、市営住宅は公募により広く市民の皆様から入居者募集を行い、市営住宅を生活の拠点とする地域の良好なコミュニティ形成と、入居者の皆様が安心して快適な環境で生活していただけるよう「居住水準の向上・多様性のある住まい・耐震性などの安全性の向上・高齢者や障がい者に優しい住まい」を目標に市営住宅の改善をすすめているところです。

市営住宅は、独立した家屋とは違い、隣近所が接した集合住宅ですので、それぞれ生活習慣も違う方が団地内での共同生活を営まれています。ある人にとっては当然なことであっても、別の人にとっては不自然に感じるものが数多くあるものですが、お互いを尊重し、認め合い、協力しあって、すべての入居者の方が快適な生活が営めるように努めていただく必要があります。

応募にあたっては、私たち一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人々の人権が尊重される豊かな社会の実現が必要とされていることをご理解ください。

募集のあらまし

大東市営住宅の募集では、一般世帯向け区分の他に、特定の申込資格を持つ方が優先的にお申込みいただけるよう、さまざまな募集区分を設定することで、特に住宅に困っている方を入居しやすくするように配慮しています。募集区分別世帯基準（１６～２０ページ）の中から１つだけ選んでお申込みください。

※１世帯（婚約者との申込みの場合も１世帯とする。）で２通以上申込みされたときは、いずれも失格となります。

※入居者資格（共通）および募集区分別世帯基準の詳細について、必ずご確認ください。

○募集戸数・募集区分等について

今回、募集する住戸は計２０戸で、以下のような募集区分ごとに分かれています。

【大東市内に在住・在勤者のみ応募が可能です】

一般世帯向け区分・・・・・・・・・・申込資格は１６ページ、募集住宅は２６ページ。

福祉世帯向け区分・・・・・・・・・・申込資格は１６～１８ページ、募集住宅は２７ページ。

- ◆ 高齢者世帯
- ◆ ひとり親世帯
- ◆ 障がい者世帯
- ◆ ハンセン病療養所入所者等の世帯
- ◆ 中国残留邦人等世帯
- ◆ 犯罪被害者等の世帯

新婚・子育て世帯向け区分・・・・・・・・・・申込資格は１８ページ、募集住宅は２８ページ。

- ◆ 新婚世帯
- ◆ 子育て世帯

単身者世帯向け区分・・・・・・・・・・申込資格は１８～１９ページ、募集住宅は２９ページ。

車いす常用者世帯向け区分・・・・・・・・・・申込資格は２０ページ、募集住宅は２９ページ。

○申込方法および注意点について

- ① 申込みは1世帯につき1通に限ります。
※1世帯で2通以上申込みされたときは失格となります。
(婚約者との申込みの場合も1世帯とみなします。)
- ② 申込書には必ず募集区分(番号)を記入してください。
(※2つ以上の募集区分(番号)を選ぶことはできません。)
- ③ 郵送による申込みについては、募集期間以外の日付で消印されたものは受付ができません。
- ④ 必要な事項が記載されていない申込書は、受付できない場合があります。
(※申込書などに記入もれがないようにご注意ください。)
- ⑤ 共通申込資格および募集区分別申込資格を満たしていない場合は受付することができません。

※大東市営住宅は公営住宅法に基づき、大東市が提供する賃貸住宅です。このため他の民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や大東市営住宅条例などによって入居者資格が定められており、いろいろな制限があります。

また、今回募集する市営住宅は新築住宅ではなく、既存住宅の空き家を整備した住宅です。

以前に人が居住していた住宅ですので、新築住宅のような状態ではありません。

「入居者募集のご案内」をよくお読みになったうえでのご応募をお願いします。

※近年、申込資格を満たさず応募されて入居審査で失格となる方や、当選後に入居されず辞退される方が増えています。ご応募の際には、申込資格や応募しようとする市営住宅の間取り等も十分にご確認の上、世帯全員での入居が可能であるかも十分にご検討ください。

※2人以上で応募されたにもかかわらず、当選後の入居審査の段階で単身での入居を希望する方が増えています。申込書に記載のある方全員が同時に入居できない場合は失格となります。また、名義貸しによる申込みは無効です。

○申込みの無効・失格について

次のような場合は申込みを無効とします。また、当選後における審査の結果、下記の事項に該当することが判明した場合は失格となります。

- ① 申込者本人および同居しようとする方が、暴力団員であるとき。

暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

② 重複申込みをされたとき。

- 1世帯（婚約者との申込みの場合等も1世帯とします。）で2通以上申込みされたとき。また、申込書に申込者本人または同居しようとする方として記載のある方を、他の世帯として申込むことができません。
- この募集において、郵送と窓口の重複申込みをされたとき。
- 既に他の大東市営住宅へ入居予定で入居決定または住宅交換の承認を受けている世帯の方は、申込むことができません。

③ 申込書に不正の記載があったとき。

④ 申込書に募集区分（番号）などの必要事項が記載されていないとき。

⑤ 応募が募集期間に間に合わなかったとき。

⑥ 共通申込資格および募集区分別申込資格を満たしていないとき。

⑦ 友人等の寄合世帯や家族を不自然に分割して申込むことは、原則できません。

（例1）夫婦どちらか一方のみによる申込み。

（例2）兄弟姉妹（両親死亡の場合や、今回入居しようとする方全員が単身者世帯向け区分要件を満たしている場合を除く。）または友人同士等での申込み。

（例3）おじ・おば・甥・姪・いとこ等との申込み。

⑧ 申込書に記載のある方全員が同時に入居できないとき。

- 申込み後、同居親族に変更（死亡・出生の場合は再審査を行います。）があったときは入居できません。婚約者が変わったときも同じです。

⑨ 当選後、指定された期日までに審査に必要な書類の提出がないとき。

⑩ 一般世帯向け区分以外の優先枠（福祉世帯向け、新婚・子育て世帯向け、親子近居世帯向け、単身世帯向け、車いす常用者世帯向け）の募集区分に申込み、当選された方で、その優先資格を確認できない方は、一般世帯向けの入居者資格を満たす場合であっても失格となります。

⑪ 上記の理由により申込みが無効・失格となった場合には、その費用等のすべては申込者本人による負担となります。

○その他の注意事項

- ① 婚約者との申込みの場合は、当選後、入居資格審査時に「結婚予定申出書」を提出し、原則として入居承認日までに婚姻している必要があります。（婚姻届受理証明書などで確認します。）
- ② 募集期間末日現在において、妊娠されている方の胎児は人数に含みません。

- ③ 親族には、内縁関係にある方や性的マイノリティでパートナーシップ関係にある方（以下、「パートナーシップ関係にある方」という）、里親に委託されている児童を含みます。内縁関係の方は、その関係が住民票で確認できる場合に限ります。
- パートナーシップ関係にある方は、その関係が日本国内の自治体がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類で確認できる場合に限ります。
- 里親に委託されている児童は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいいます。
- ④ 入居予定住戸の修繕に必要な資材等の納入が遅れる場合は、入居予定時期も遅れることがあります。
- ⑤ 受付後の申込み住戸の変更はできません。

※市営住宅は申込み段階では、提出書類に不備があるかどうかの確認審査しか行いません。当選後に申込み資格を満たしているかどうかの入居資格の審査を厳正に行います。

※公営住宅法の制度上、入居資格を満たしていなくても申込みは可能ですが、仮に当選しても、入居資格を満たしていない場合は失格となります。

※申込み資格を満たしているかどうかは、必ず申込み前に各自でご確認ください。
ご不明な点があれば、市営住宅管理課までお問い合わせください。

お申込みの前に必ずお読み下さい

住宅の保管義務

お住まいの住宅はもちろん、集会所、自転車置場などの共同施設を始め、住宅全体を大切に使用しなければなりません。

定められた規則等を守り、適切な方法で使用するよう留意してください。

善管注意義務を怠り、住宅の破損等が生じた場合は、住宅を明渡していただくことがあります。

- 住宅を他の人に貸したり、譲渡したりしないこと。（※転貸等の禁止）
- 住宅を本来の目的からはずれ、商店や作業場など、住居以外の用途に使わないこと。（※用途変更の禁止）
- 必要な届出、あるいは承認を受けずに、他の人を同居させる、模様替え、増築などをしないこと。（※無断同居の禁止、無断模様替え、増築の禁止）
- 住宅の敷地を許可なく耕作や花壇などに使用しないこと。（※耕作・不正使用の禁止）
- 住宅の敷地および道路に許可なく駐車しないこと。（※違法駐車禁止）

迷惑行為の禁止

迷惑行為により、他の入居者に著しい迷惑や被害を与えた場合は、住宅を明渡していただくことになります。

- テレビなどを視聴する、楽器を演奏するときなどは、適当な音量で、時間を考えて周囲に迷惑のかからないよう十分注意してください。
- 乱暴な玄関扉の開閉は、音が建物全体に響き、他の入居者の迷惑になりますので、特に気をつけてください。
- 集合住宅では、生活に伴う音や振動が伝わり、知らぬ間に近隣に迷惑をかけていることがありますので、お互いに配慮し、快適な住環境の維持にご協力ください。

ペットの飼育

市営住宅は集合住宅であり、住宅の構造上、動物の飼育には適していません。

犬・猫などの動物を住宅内で飼うことは近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因となりますので、住宅内では犬・猫などの動物は飼わないでください。飼育により他の入居者に迷惑や被害を与え、大東市の指導に従っていただけない場合は、住宅を明渡していただくことがあります。

なお、野崎松野園住宅においては、動物飼育が可能となっておりますが、飼育により他の入居者に迷惑や被害を与えることのないよう注意をしてください。

敷金

- 敷金は家賃の3か月分です。（※入居説明会までに納付していただきます。）

家賃のお支払い

- 家賃は、原則口座振替により、毎月末日まで（12月と3月は25日まで）にお支払いください。
- 支払期限を過ぎると滞納となり、入居許可の取り消し対象となります。
- 入居許可が取り消しされると、退去していただくことになります。

共益費のお支払い

- 階段灯・共用水栓・エレベーターの電気代（エレベーターのある住宅のみ）などの共益費が必要です。

収入申告

- 家賃は、世帯全員の収入と住宅の築年数や所在地、広さなどによって毎年度決定されます。そのため、収入の有無にかかわらず、世帯全員の収入を必ず申告してください。申告がなければ、近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅と同程度の家賃）をお支払いいただくことになります。
- 入居後3年を経過した方で、一定の収入基準を超える収入がある場合は、「収入超過者」または「高額所得者」の認定を行います。
- 認定を受けたときの家賃は、収入超過者にあっては一定の期間を設け、近傍同種の住宅の家賃以下で収入に応じて計算した家賃、高額所得者にあっては近傍同種の住宅の家賃となります。なお、高額所得者の認定を受けた場合は、住宅明渡しの対象となります。

入居中に必要な手続き

入居中に次のようなことがあれば、手続きが必要です。ただし、承認できる範囲に限られているものもありますので、事前に市営住宅管課まで相談してください。

- ✓ 入居者（名義人および同居者）を変更するとき。
- ✓ 氏名を変更するとき。
- ✓ 住宅を一時不在にするとき。
- ✓ 住宅の一部を模様替え、増築するとき。

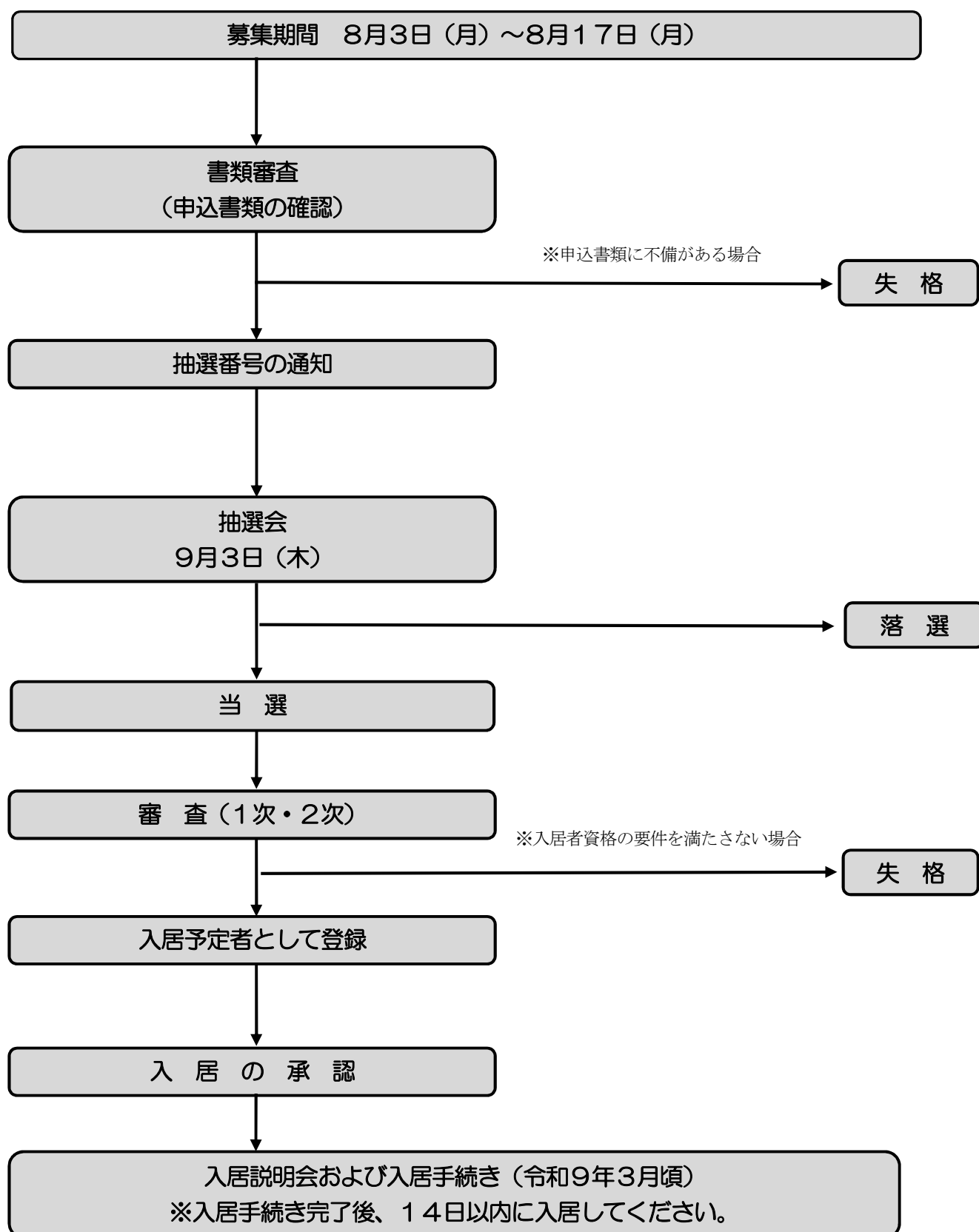
駐車場

- 市営住宅によっては、駐車場のない住宅や、新たに入居される方が直ちに利用できる駐車スペースがない住宅もあり、ご自分で住宅外の保管場所を確保していただく場合があります。

その他

- 入居後は、各自治会・入居者組合等への加入をお願いします。また、駐車場を利用される場合で利用者組合等があるときは、当該組合等への加入をお願いします。

お申込みから入居までの流れについて



入居者資格（共通）について

次の①～⑥のすべての条件を満たしている必要があります。

① 同居する親族があること（単身者世帯区分を除く）

- 入居と同時に同居開始する場合を含みます。
- 親族には、婚約者や内縁関係にある方、パートナーシップ関係にある方、里親に委託されている児童を含みます。
- 婚約者の方は、入居資格審査時に結婚予定届出書を提出し、入居承認日までに婚姻の届出を行う必要があります。
- 内縁関係にある方は、現に同居しており、その関係が住民票で「未届けの夫」または「未届けの妻」など、確認できる場合に限ります。
- パートナーシップ関係にある方は、その関係が日本国内の自治体がパートナーシップ宣言したことを証明した書類で確認できる場合に限ります。
- 里親に委託されている児童は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童を言います。

② 収入基準に合うこと（34，35ページにより算定します）

- 入居予定者全員の収入が対象です。
- 法令等で定める月収額計算により計算後の月収額が158,000円以下の方が申込むことができます。
- 裁量世帯に該当する場合、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。「裁量世帯」の詳しい説明は15ページをご覧ください。
- 遺族年金や障害年金など、非課税所得に該当するものは収入に含みません。

③ 申込者本人が大東市内に居住または勤務し、現に住宅に困っていること

申込者本人の住民票や大東市内に勤務していることを証明する書類が、入居資格審査時に必要です。

- 申込者本人が大東市内に居住しているが住民票を移していない場合、住民票を移していない理由（本人の責によらないやむを得ない事情に限る）とともに、現住所および住民票上の住所の賃貸借契約書などの提出が必要です。
- 原則、持ち家の方は申込むことができません。
但し、不動産売却の媒介契約を締結済みであるなど、入居時までに持ち家の所有権を移転することが確実である場合は申込みできますが、入居時に所有権移転済み登記簿謄本の提出が必要です。

④ 家賃・敷金（家賃の3か月分）を支払うことができること

- 無職無収入であっても敷金・家賃は当然支払っていただく必要があります。

- 入居後に家賃滞納すると入居許可の取り消し対象となり、退去を求めることとなりますのでご注意ください。
- ⑤ 過去において迷惑行為や不正な使用、明渡し請求を受けたことがないこと
- 過去に市営住宅に居住していた方については、迷惑行為（違法駐車・ペット禁止住宅でのペット飼育など）や不正な使用（滞納・無断退去など）、明渡し請求を受けたことがないこと。
- ⑥ 申込者本人および同居予定者が暴力団員でないこと
- 暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
 - 入居審査時に、暴力団員であるか否かを確認するため、大阪府警察本部へ照会します。

裁量世帯について

次のア～ケに該当する世帯の方は、計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも申込むことができます。

対象世帯	世帯要件
ア 身体障がい者世帯	申込者本人または同居者に、身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級から4級までの方がいる世帯
イ 精神障がい者世帯	申込者本人または同居者に、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級または2級の方がいる世帯または同程度の障がいを有すると認められる方がいる世帯
ウ 知的障がい者世帯	申込者本人または同居者に、療育手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度がAまたはB1の方または同程度の障がいを有すると子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方がいる世帯
エ 60歳以上の世帯	申込者本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方である世帯。
オ 戦傷病者世帯	申込者本人または同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第6項症までまたは第1款症の方がいる世帯
カ 原子爆弾被爆者世帯	申込者本人または同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
キ 海外からの引揚者世帯	申込者本人または同居者に、海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
ク ハンセン病療養所入所者等	申込者本人または同居者に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
ケ ☆18歳までの者がいる世帯	同居者に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものがいる世帯

※上記の要件については、募集期間末日現在で満たしていることが必要です。（☆を除く）

募集区分別世帯基準について

一般世帯向け区分（募集住宅一覧表26ページ）

【入居者資格（共通）】（13～14ページ）のすべての条件を満たしている必要があります。

福祉世帯向け区分（募集住宅一覧表27ページ）

【入居者資格（共通）】（13～14ページ）のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次のいずれかに該当する必要があります。

高齢者世帯

- 申込者本人が60歳以上の方で、次の「A～C」の親族とのみ同居する方。
 - A. 配偶者
 - B. 18歳未満の児童
 - C. 60歳以上の方
- 年齢については、募集期間末日現在での満年齢です。
- 世帯を不自然に分割している場合を除きます。
- 同居される方に、「A～C」のいずれにもあてはまらない方が1人でもいる場合は、福祉世帯向け区分の高齢者世帯とはみなしません。※一般世帯向け区分に該当します。

ひとり親世帯

- 申込者本人が次の「A～D」のいずれかにあてはまり、20歳未満の児童を扶養している方。
 - A. 配偶者と死別した方で、現に婚姻をしていない方
 - B. 離婚した方で、現に婚姻をしていない方
 - C. 婚姻によらないで母または父となった方で、現に婚姻をしていない方
 - D. 母子世帯等に準じる状況にある方
- 20歳未満の児童の所得が58万円（給与収入ならば123万円）を超える場合は、扶養しているとはみなしません。
- 以下のⅠ～Ⅴの状況にある方は、ひとり親世帯等に準じる状況にある方とします。
 - Ⅰ. 配偶者の生死が1年以上明らかでない方
（警察へ行方不明者の届出をしている場合）

- Ⅱ. 配偶者から 1 年以上遺棄されている方
(住民票上で 1 年以上の別居および別生計などが確認できる場合)
- Ⅲ. 配偶者の暴力などにより婚姻関係が事実上破綻している方
(配偶者暴力防止等法に規定する被害者で母子世帯等に準じるとの証明を受けられる場合)
- Ⅳ. 配偶者が海外にいるためその扶養を受けられない方
- Ⅴ. 配偶者が法令により 1 年以上拘束され長期間その扶養を受けられない方

障がい者世帯

- 2 人以上の親族で構成される世帯で、申込者本人または同居する親族が、次の「A～C」のいずれかにあてはまる方。
 - A. 身体障がい者
 - B. 精神障がい者
 - C. 知的障がい者
- 募集期間末日現在で要件を満たしていることが必要です。
- 身体障がい者とは、身体障がい者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方をいいます。
- 精神障がい者とは、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方または同程度の障がいを有すると認められる方をいいます。
- 知的障がい者とは、療育手帳の交付を受けている方または同程度の障がいを有すると子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方をいいます。

ハンセン病療養所入所者等の世帯

- 申込本人または同居する親族に、平成 8 年 3 月 31 日までの間に厚生労働大臣が定めたハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯。

中国残留邦人等世帯

- 申込本人または同居する親族に、中国残留邦人等がいる世帯。
- 中国残留邦人等とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付を受けている方をいいます。

犯罪被害者等の世帯

- 2 人以上の親族で構成される世帯で、申込本人または同居する親族が、次の「A～C」のすべてに該当する世帯。
 - A. 大東市内における殺人、放火等の実行行為の犯罪被害者等で、被害が発生した日から 5 年以内の方
 - B. 上記 A の犯罪により従前の住宅に居住することが困難になった方

C. 上記 A の犯罪被害状況について確認できる方

新婚・子育て世帯向け区分（募集住宅一覧表28ページ）

【入居者資格（共通）】（13～14ページ）のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次のいずれかに該当する必要があります。

新婚世帯

- 次の A または B のいずれかに該当する方の世帯
A. 既婚者であり、婚姻の届出日から募集期間末日までの期間が1年以内である方
B. 婚約者同士であり、入居承認日までに婚姻の届出をされる方
- 既婚者には、内縁関係にある方、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある方を含みます。
- 内縁関係にある方は、同居することとなった日から募集期間末日までの期間が1年以内である方。
- パートナーシップ関係にある方は、その関係が大阪府または日本国内の自治体がパートナーシップ宣言したことを証明した書類を発行した日から募集期間末日までの期間が1年以内である方。
- 婚約者の方は、入居資格審査時に結婚予定届出書を提出し、入居承認日までに婚姻の届出を行う必要があります。

子育て世帯

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを含む親子を中心とした2人以上の親族からなる世帯（ひとり親世帯を含みます。）
- 親子とその親族が同居される場合を含みます。※三世帯同居など
- 里親に委託されている児童を含みます。

単身者世帯向け区分（募集住宅一覧表29ページ）

【入居者資格（共通）】（13～14ページ）のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次の A～K のいずれかに該当する場合のみ、申し込みをすることができます。

A. 「年齢が60歳以上の方」

年齢については、募集期間末日現在での満年齢です。

B. 「身体障がい者」

身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級から4級までの方

C. 「精神障がい者」

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方

D. 「知的障がい者」

療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方

E. 「戦傷病者」

戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方

F. 「原子爆弾被爆者」

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による、厚生労働大臣の認定を受けている方

G. 「海外からの引揚者」

海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

H. 「ハンセン病療養所入所者等」

平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方

I. 「生活保護受給者」

生活保護を受けている方

J. 「中国残留邦人」

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方

K. 「DV被害者」

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方

- 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による婦人相談所の一時保護又は同法第5条の規定による婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方（大阪府女性相談センターが発行する証明書が必要です。）
- 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申し立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方（裁判所が命令した保護命令の写しが必要です。）

車いす常用者世帯向け区分（募集住宅一覧表29ページ）

車いす常用者世帯向け住宅とは、車いす常用者が住宅の中において、支障なく日常生活を送れるように特別設計された住宅です。

【入居者資格（共通）】（13～14ページ）のすべての条件を満たしたうえで、次のA・Bの2つの条件にあてはまる方のいる世帯。

A. 身体障がい者手帳または戦傷病手帳の所持者

B. 下肢または体幹の機能障がいの程度が高い車いす常用者

- 募集期間末日現在で要件を満たしていることが必要です。
- 障がいの程度が高いとは、身体障がい者手帳1級～3級、または、戦傷病者手帳特別項症～3項症をいいます。
- 車いす常用者とは、室内および室外において、常に車いすを使用している方。
- この区分の住戸は、車いす常用者のために特別設計されていますが、入居される方に合わせた設備の改善や調整は行いません。
- 設備の改善や調整が必要な場合は、別途「模様替え・増築申請書」を提出のうえ、ご相談ください。なお、この場合の費用は自己負担となります。

よくある質問とその回答

問1 募集区分は一般世帯向けと福祉世帯向けになぜ分けているのですか。

福祉世帯向けは、住宅の設備が違うのですか。

答1 一般世帯向けと福祉世帯向けに区分しているのは、特定の申込資格を持つ方のみがご応募いただける福祉世帯向けの募集区分を設定することで、特に住宅に困っている方を入居しやすくするように配慮をしています。福祉世帯向けの募集区分の住宅については、一般世帯向けの住宅と同じ仕様で特別な設備を設けているわけではありません。

問2 私は福祉世帯向けの資格がありますが、福祉世帯向けに希望する住宅がありません。一般世帯向けの住宅に申込みはできますか。

答2 福祉世帯の方でも一般世帯向けの募集区分に申込みできます。

問3 私は福祉世帯向けの応募資格があります。一般世帯向けと福祉世帯向けの両方に申込みはできますか。

答3 1世帯につき1通の申込みです。複数の申込みをしたり、一般世帯向けと福祉世帯向けを両方申込みすると失格となります。

問4 現在、生活保護を受けています。福祉世帯向けの申込みはできますか。

答4 生活保護を受けているという理由（単身者世帯向けを除く。）だけでは福祉世帯向けの区分には申込みできません。

※生活保護を受けている単身の方は、単身者世帯向けの申込資格があります。

問5 駐車場はありますか。

答5 一部の住宅に駐車場を設置していますが、空きができるまで待ついただくことがあります。駐車場を設置していない住宅や、駐車場を設置していても空きができるまでお待ちいただく場合などは、周辺の民間駐車場等をご利用ください。

問6 抽選の結果はどうすればわかりますか。

答6 抽選結果は、抽選会の後、大東市のホームページで当選者番号を公表します（市役所西別館4階市営住宅管理課前の廊下にも掲示します）。また、当選・補欠・落選にかかわらず、応募者全員に郵送でもお知らせいたします。

※電話での個別のお問い合わせにはお答えすることができません。

問7 家賃はどれくらいですか。

答7 家賃は入居される家族全員の収入（計算後の月収額）によって計算されます。また、入居される住宅の築年数や所在地、広さなどによっても家賃は異なります。そのため一概にお答えできません。

募集案内に試算した家賃予定額を記載しておりますので、参考にしてください。

問8 婚約者がいます。結婚する予定なのですが申込みはできますか。

答8 婚約者との申込みの方は、当選後の審査時に「結婚予定届出書」を提出し、入居承認日までに婚姻している必要があります。

問9 正式な婚姻届は出していないのですが、内縁の妻（夫）と一緒に住んでいます。申込みはできますか。

答9 住民票で「未届けの夫」または「未届けの妻」など、その事実が確認できる場合は申込みできます。ただし、現在同居していない場合は内縁関係とはいえませんのでご注意ください。

問10 未成年も申込みはできますか。

答10 未成年のみでの申込みはできません。（民法の改正（令和4年4月1日施行）によって成年年齢が従来の20歳から18歳に引き下げられています。）

問11 現在、住んでいる場所に住民票を移していないのですが申込みはできますか。

答11 市営住宅は、申込者本人が大東市内に住んでいるか、勤務をしていることという資格要件があります。申込書には、現在住んでいる場所の住所をお書きください。当選後の審査の段階で住民票の提出を求めますが、住民票を移していない理由（本人の責によらないやむを得ない事情に限る）とともに、現住所および住民票上の住所の賃貸借契約書など、現在、住んでいる住所がわかる書類を提出していただくことになります。

問12 入居しようとする中の誰もが無職・無収入なのですが、申込みはできますか。

答12 市営住宅は、収入の下限による制限はありません。したがって、申込みはできますが、入居されれば当然家賃を支払っていただく必要があります。もし仮に家賃滞納が続きますと裁判により強制退去となることがありますのでご注意ください。その他、入居時に敷金（家賃の3か月分）が必要です。

問13 申込み後、同居親族は変更できますか。

答13 申込み後（募集締切日以後）の同居親族の変更はできません。ただし、次の場合は再審査をいたします。

① 申込者または同居しようとする者が死亡した場合

同居予定者の中に申込者となることができる方がいる場合は、その方を申込者として変更できます。ただし、申込者となる資格がある方に限ります。（未成年者のみが残るなどの場合は入居できません。）

② 申込者または同居しようとする者が死亡し、単身者となった場合、入居できません。

③ 申込後に出生した場合は変更できます。

※①～③いずれの場合でも収入の再計算をします。その結果、収入基準を超えていれば入居できません。

※入居された後の同居の申請は都度、審査を行います。

問14 持ち家（分譲マンション、戸建て等）があるのですが、申込みはできますか。

答14 自己の所有に係る居宅がある方は、原則として申込みできません。これは申込者のみでなく、同居しようとする親族の方に持ち家がある場合も、同様に申込みできません。ただし、入居時までに家屋の所有権を市営住宅に入居される方以外に移転されるなど、処分を予定している場合は、申込みできます。

※ただし、入居時に所有権移転済登記簿謄本を提出していただきます。

問15 現在の持ち家が共有名義になっていますが、申込はできますか。

答15 共有名義の場合は、申込者および同居しようとする者の合計の持分が1/2以下であれば申込みできます。

問16 遠隔地扶養をしています。控除しても良いですか。

答16 遠隔地扶養は所得税法上認められていれば控除できます（単に仕送りをしているというだけでは該当しません。）。当選後の審査の際に住民税証明書や源泉徴収票などで確認します。

問17 遺族年金は所得に含まれるのですか。

答17 遺族年金や障害年金のほか、非課税所得に該当するものは所得に含みません。

問18 現在妊娠中ですが、所得計算の控除を受けることができますか。

答18 募集期間末日において出生していなければ収入計算上の控除などの人数には含まれません。また、募集要件上の人数にも含みません。

問19 他の大東市営住宅に当選していますが、申込みはできますか。

答19 募集期間末日において、他の大東市営住宅に当選され入居予定で入居決定を受けている方、または住宅交換の承認を受けている方は、原則として申込みできません。公募に当選され入居資格審査中の方など、まだ入居決定または住宅交換の承認を受けていない方は申込みできますが、複数の市営住宅の入居決定を受けることはできませんので、当選された際にはいずれかの市営住宅の入居を辞退いただくことになります。

問20 他の大東市営住宅に住んでいます、申込みはできますか。

答20 大東市営住宅にお住まいの方も、申込みできます。

但し、複数の市営住宅に同時に入居することはできませんので、当選された時には現在お住まいの市営住宅については、返還の手続きをしていただくことになります。

令和8年8月 募集住宅一覧表

今回、募集する市営住宅は新築住宅ではなく、既存住宅の空き家を整備した住宅です。以前に人が居住していた住宅ですので、新築住宅のような状態ではありません。

<一般世帯向け区分> 5戸

※EV（エレベーター）：○…あり △…半階段あり ×…なし 風呂：○…あり ▽…浴槽・風呂釜は自己負担

募集区分	住宅名	建築年	間取り	床面積 (㎡)	EV	風呂	家賃	校区	アクセス	備考
1	南郷住宅 205号	H3	3DK	58	○	▽	16,100円～ 31,600円	南郷	住道駅 徒歩20分	
2	野崎松野園住宅 A棟908号	H15	3K	57	○	○	18,200円～ 35,800円	四条	野崎駅 徒歩3分	
3	飯盛園第1住宅 1棟502号	S46	2DK	63	△	○	17,900円～ 35,200円	北条	四条畷駅 徒歩8分	事故物件
4	楠公園住宅 2棟201号	S45	4K	57	×	○	12,400円～ 24,300円	北条	四条畷駅 徒歩13分	駐車場なし
5	楠公園住宅 2棟203号	S45	4K	57	×	○	12,400円～ 24,300円	北条	四条畷駅 徒歩13分	駐車場なし

【注意事項】

備考欄にて人数に係る表記がない住宅については、2人以上で居住される方の申込みとなります。

南郷住宅には浴室はありますが、浴槽・風呂釜はありません（設置は自己負担）。

事故物件とは、前入居者の入居中に、住宅内で人が逝去された住宅です（心理的瑕疵以外、他の住宅と変わりありません）。

楠公園住宅には住宅敷地内に駐車場はありません。最寄りの市立駐車場や民営月極駐車場をご利用ください。

<福祉世帯向け区分> 4戸

※EV（エレベーター）：○…あり △…半階段あり ×…なし 風呂：○…あり ▽…浴槽・風呂釜は自己負担

募集区分	住宅名	建築年	間取り	床面積 (㎡)	EV	風呂	家賃	校区	アクセス	備考
6	野崎松野園住宅 D棟102号	S57	2DK	46	○	○	12,500円～ 24,600円	四条	野崎駅 徒歩4分	
7	飯盛園第1住宅 1棟301号	S46	2DK	63	△	○	17,900円～ 35,200円	北条	四条畷駅 徒歩8分	
8	飯盛園第1住宅 1棟401号	S46	2DK	63	△	○	17,900円～ 35,200円	北条	四条畷駅 徒歩8分	
9	嵯峨園第5住宅 1棟303号	S61	3DK	54	×	▽	12,700円～ 25,000円	北条	四条畷駅 徒歩8分	駐車場なし

【注意事項】

備考欄にて人数に係る表記がない住宅については、2人以上で居住される方の申込みとなります。

嵯峨園第5住宅には浴室はありますが、浴槽・風呂釜はありません（設置は自己負担）。

嵯峨園第5住宅には住宅敷地内に駐車場はありません。最寄りの市立駐車場や民営月極駐車場をご利用ください。

<新婚・子育て世帯向け区分> 4戸

※EV（エレベーター）：○…あり △…半階段あり ×…なし 風呂：○…あり ▽…浴槽・風呂釜は自己負担

募集区分	住宅名	建築年	間取り	床面積 (㎡)	EV	風呂	家賃	校区	アクセス	備考
10	野崎松野園住宅 A棟808号	H15	2DK	56	○	○	18,100円～ 35,700円	四条	野崎駅 徒歩3分	
11	飯盛園第1住宅 1棟402号	S46	2DK	63	△	○	17,900円～ 35,200円	北条	四条畷駅 徒歩8分	
12	飯盛園第1住宅 3棟203号	S46	3LDK	72	×	○	22,900円～ 45,000円	北条	四条畷駅 徒歩7分	4人以上
13	飯盛園第1住宅 5棟201号	H9	3LDK	72	○	○	22,700円～ 44,600円	北条	四条畷駅 徒歩7分	4人以上

【注意事項】

備考欄にて人数に係る表記がない住宅については、2人以上で居住される方の申込みとなります。

※「募集区分12・13」については、4人以上で居住される方の申込みとなります。

＜単身者世帯向け区分＞ 5戸

※EV（エレベーター）：○…あり △…半階段あり ×…なし 風呂：○…あり ▽…浴槽・風呂釜は自己負担

募集区分	住宅名	建築年	間取り	床面積 (㎡)	EV	風呂	家賃	校区	アクセス	備考
14	野崎松野園住宅 D棟111号	S57	2DK	46	○	○	12,500円～ 24,600円	四条	野崎駅 徒歩4分	
15	野崎松野園住宅 D棟112号	S57	2DK	46	○	○	12,500円～ 24,600円	四条	野崎駅 徒歩4分	
16	嵯峨園第3住宅 1棟102号	S55	2DK	35	×	▽	7,600円～ 14,900円	北条	四条畷駅 徒歩11分	駐車場なし
17	嵯峨園第3住宅 3棟201号	S55	2DK	35	×	▽	7,600円～ 14,900円	北条	四条畷駅 徒歩11分	駐車場なし
18	嵯峨園第3住宅 3棟202号	S55	2DK	35	×	▽	7,600円～ 14,900円	北条	四条畷駅 徒歩11分	駐車場なし

【注意事項】

嵯峨園第3住宅には浴室はありますが、浴槽・風呂釜はありません（設置は自己負担）。

嵯峨園第3住宅には住宅敷地内に駐車場はありません。最寄りの市立駐車場や民営月極駐車場をご利用ください。

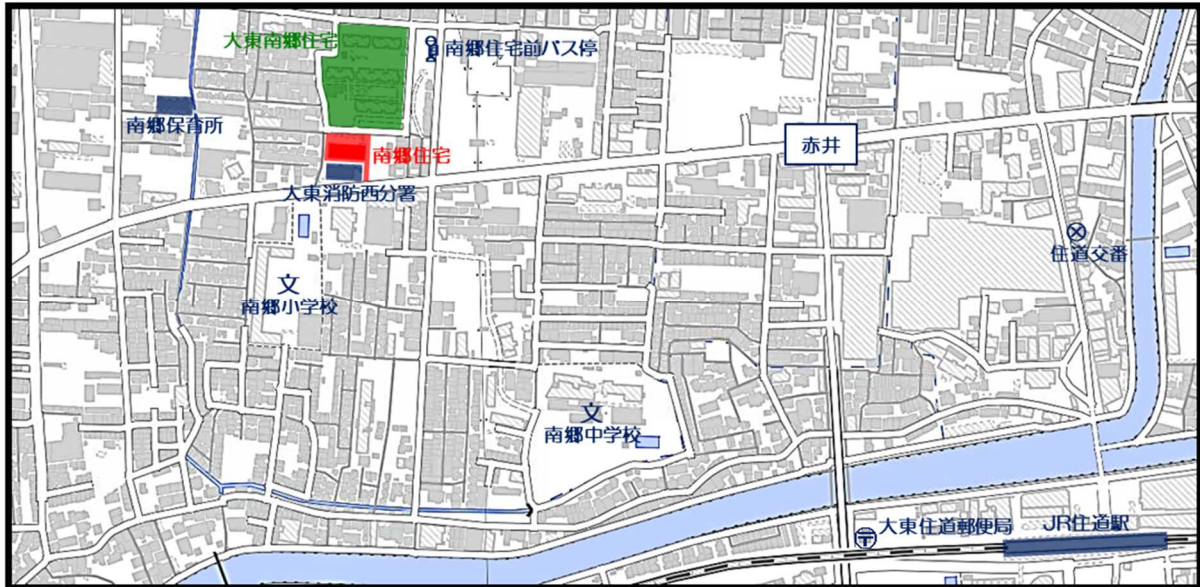
＜車いす常用者世帯向け区分＞ 2戸 （車いす特別設計・バリアフリー対応）

※EV（エレベーター）：○…あり △…半階段あり ×…なし 風呂：○…あり ▽…浴槽・風呂釜は自己負担

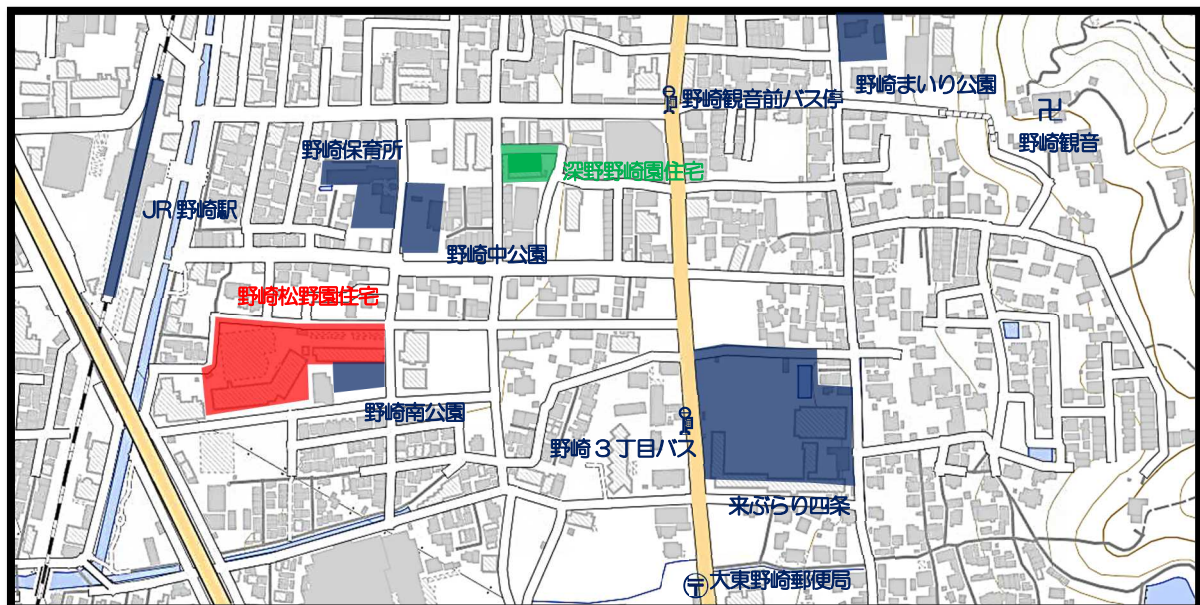
募集区分	住宅名	建築年	間取り	床面積 (㎡)	EV	風呂	家賃	校区	アクセス	備考
19	野崎松野園住宅 A棟108号	H15	2K	58	○	○	18,500円～ 36,400円	四条	野崎駅 徒歩3分	2人以上
20	野崎松野園住宅 A棟109号	H15	2K	57	○	○	18,300円～ 35,900円	四条	野崎駅 徒歩3分	2人以上

市営住宅の所在地について

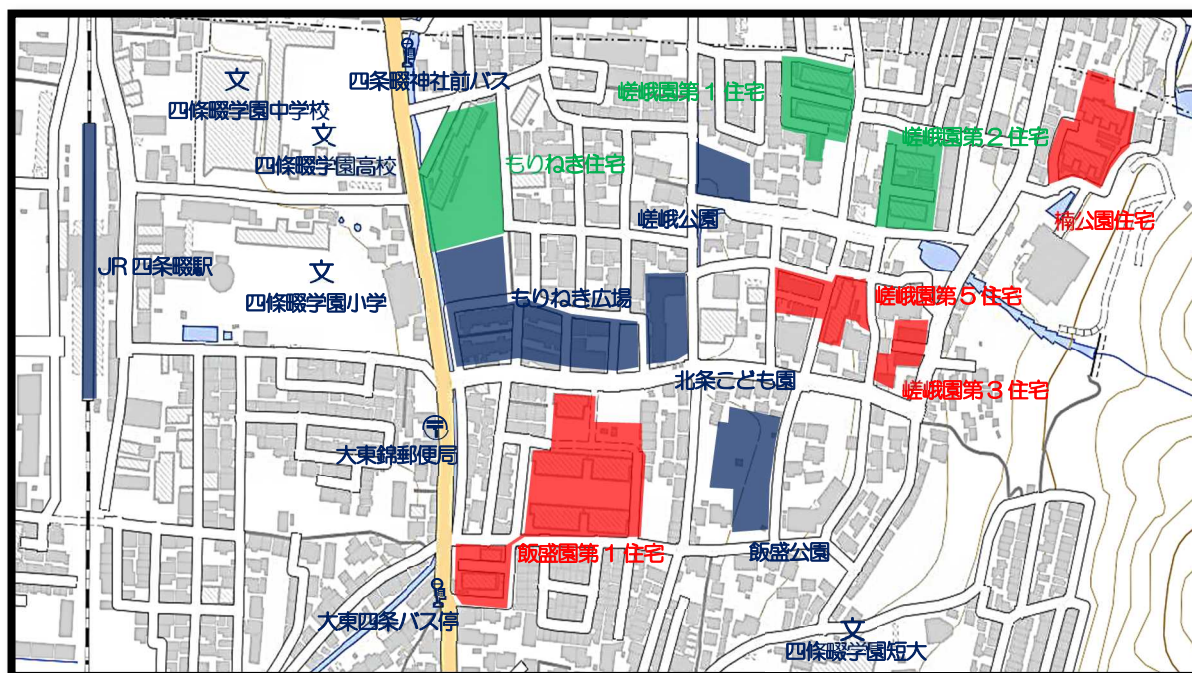
【南郷住宅】



【野崎松野園住宅】



【飯盛園第1住宅】【嵯峨園第3住宅】【嵯峨園第5住宅】【楠公園住宅】



（あて先）大東市長

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないこと、および入居しようとする者が暴力団員でないことを誓約し、暴力団員であるかどうかについて警察の意見を聴くことに同意の上、申込みます。

申込者	住所	〒574-0000 大東市〇〇△丁目〇〇番〇〇号 (方)		勤務先	名称	〇〇株式会社		
	氏名	ふりがな だいてう たろう 大東 太郎 電話 072-(000)-0000 携帯 090-0000-0000			所在地	〇〇市〇〇△丁目〇番〇号 電話 〇〇〇(000)0000		
市営住宅に入居しようとする者		(ふりがな) 氏 名	生年月日	年齢	続柄	性別	勤務先	同居別居の別
	1	(だいてう たろう) 大東 太郎	S48・5・10	△△	本人	男	〇〇株式会社	
	2	(だいてう はなこ) 大東 花子	S51・7・12	□□	妻	女	無職	◎・別
	3	(だいてう いちろう) 大東 一郎	H16・9・10	〇〇	子	男	学生	同・◎
	4	・	・					同・別
	5	・	・					同・別
	6	・	・					同・別
(別居先住所) 東京都△△区〇〇△丁目〇〇番〇〇号								
今回申し込まれる住宅の募集区分番号を記入してください。 (募集住宅一覧表 26～29ページに記載してあります。)								募集区分 → ××

受付 年 月 日 受付番号

(裏)

次の1～4の質問にお答えください。

(あてはまるものに○印をつけ、必要事項を記入してください。)

問1 現在、お住まいの住宅の種類に○印をつけてください。

・本人の持ち家 ・親族の持ち家 ・公営住宅 ・公社、UR住宅
 ○民間賃貸住宅 ・社宅、寮 ・間借り ・その他（ ）

問2 入居しようとする方の中に住宅の所有者がいますか。

・いる ○ いない

問3 住宅に困っている理由は何ですか。 ※複数回答可

☒家賃が高い ・ 住宅が狭い ☒住宅が古くいたんでいる ・ 環境が悪い
 ・ 災害の危険がある ・ 結婚するため ・ 他の世帯の同居から独立したい
 ・ 介護等目的の親族との同居 ・ その他（ ）

問4 あなたの世帯について、あてはまるものに○印をつけてください。

◎単身者世帯の場合

- ・60歳以上の者
- ・身体障がい者（1級～4級）
- ・精神障がい者
- ・知的障がい者
- ・DV被害者
- ・戦傷病者
- ・5年以内の海外引揚げ者
- ・原子爆弾被爆者
- ・ハンセン病療養所入所者等
- ・生活保護受給者
- ・中国残留邦人
- ・上記に該当しない者

◎2人以上の世帯の場合

- ・高齢者世帯
- ・ひとり親世帯
- ・18歳までの子どもがいる世帯
- ・身体障がい者がいる世帯
- ・車いす常用者がいる世帯
- ・精神障がい者がいる世帯
- ・知的障がい者がいる世帯
- ・原子爆弾被爆者がいる世帯
- ・5年以内の海外引揚者がいる世帯
- ・戦傷病者がいる世帯
- ・ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
- ・生活保護受給世帯
- ・婚姻後1年を経過していない世帯
- ・入居時までに婚姻予定の世帯
- ・上記に該当しない世帯

< 月 収 計 算 書 > 《記入例》

給与所得者記入欄		年金所得者記入欄		その他の所得者記入欄	
年間総収入金額 (なまえ)	年間総収入金額 (なまえ)	年間総収入金額 (なまえ)	年間総収入金額 (なまえ)	年間総収入金額 (なまえ)	年間総収入金額 (なまえ)
A 大森 太郎 400,000円	B	C	D	E	

受給者の年齢	年間総収入金額	年間年金所得金額
受給者の方	～1,299,999円以下	年間総収入金額 - 700,000円 ※
65歳未満の方	1,300,000円以上～4,099,999円以下	年間総収入金額 × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円以上～7,699,999円以下	年間総収入金額 × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円以上～9,999,999円以下	年間総収入金額 × 0.95 - 1,555,000円
	10,000,000円以上～	年間総収入金額 - 2,055,000円 ※
65歳以上の方	～3,299,999円以下	年間総収入金額 × 0.75 - 375,000円 ※
	3,300,000円以上～4,099,999円以下	年間総収入金額 × 0.85 - 785,000円
	4,100,000円以上～7,699,999円以下	年間総収入金額 × 0.95 - 1,555,000円
	7,700,000円以上～9,999,999円以下	年間総収入金額 - 2,055,000円 ※
	10,000,000円以上～	

※ マイナスのときは0円

年間総収入金額	年間給与所得金額
～650,999円以下	0円
651,000円以上～1,899,999円以下	年間総収入金額 - 750,000円 ※
1,900,000円以上～3,599,999円以下	A × 4,000 × 0.7 - 180,000円
3,600,000円以上～6,599,999円以下	年間総収入金額 - 4,000 = A (1円未満を切り捨て)
6,600,000円以上～8,499,999円以下	A × 4,000 × 0.8 - 540,000円
8,500,000円以上～	年間総収入金額 × 0.9 - 1,200,000円

※ マイナスのときは0円

年間総収入金額	Aの年間所得金額	Bの年間所得金額
260,000円	260,000円	0円

年間総収入金額	Cの年間所得金額	Dの年間所得金額	Eの年間所得金額
0円	0円	0円	0円

※ マイナスのときは0円

A～Eを合計します

申込家族全員の年間総所得金額

申込家族全員の年間総所得金額

控除額の合計を記入して下さい

申込世帯の月収額

月収額が158,000円以下であれば、申込むことができます。

※ 数量世帯の方は月収額が214,000円以下であれば、申込むことができます。

(数量世帯については、入居者募集の案内の17ページを確認して下さい。)

年間総収入金額について

所得者の区分	就職時期・受給時期・開業時期等	計 算 の し か た
●給与所得者の場合 給与所得とは給料、賃金、ボーナスなどの所得です。 例えば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。 ここでいう総収入金額は、給与所得控除をする前の金額です。	①現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務している場合	前年分の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている額)
	②現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、1年以上勤務している場合	勤務した翌月から12か月間の総収入金額
	③現在の勤務先に就職してから1年に満たない場合	次により計算した金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$
	④現在の勤務先に就職してからまだ給与(1か月分)を受けていない場合	次により計算した金額 雇用条件にもとづき支給が予定されている1か月分の給与×12
●年金所得者の場合 厚生年金・国民年金・恩給などの所得です。非課税の年金は含みません。	①1年以上引続き年金を受給している場合	前年分の支払年金額(年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額
	②年金を受給してから1年に満たない場合	年金証書の支払年金額(年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額
●その他の所得者の場合 事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。	①前年1月1日以前から引続き同じ事業をしている場合	前年分の年間所得金額
	②前年1月2日以後に現在の事業を始めた場合	事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額 ※「給与所得者の場合」を参考にしてください。

注意事項 ①日雇労働者の場合、給与所得者として賃金を受けている場合は「給与所得者の場合」で、日雇賃金所得として税務署に自己申告されている場合は「その他の所得者の場合」で計算してください。

②収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ計算してください。

個人情報の保護について

大東市では、誰もが自分に関する情報を実効的にコントロールすることの大切さを認識し、個人情報を安全かつ適正に取り扱うため、「個人情報保護法」に基づき、個人情報の保護について、次のような措置を講じております。

収集の制限

～目的達成のための必要限度を守ります～

個人情報は、あらかじめ取り扱う目的を明らかにした上で、原則として本人から収集します。

利用および提供の制限

～収集した事務の目的以外に利用・提供しません～

事務の必要性から収集した個人情報は、目的外には利用・提供しません。

適正な管理

～個人情報の漏えいや滅失を防ぎます～

保有する個人情報は、正確かつ最新の状態に保つよう努め、漏えいや滅失に対する防止措置を講じます。

[illegible]

募集に関するお問い合わせ先



〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号

大東市 都市経営部 市営住宅管理課
電話 072-870-0480 (直通)



大東市マスコットキャラクター
「ダイトン」